



Document Title: BELS 評価業務規程

(CTC-JP-BELS-QP01)

Rev. 2.5

Issue Date: 27 June, 2014

Revised Date: 1 July 2025

BELS 評価業務規程

第1章 総 則

第1条(趣 旨).....	2
第2条(基本方針).....	2
第3条(評価の業務を行う時間及び休日).....	2
第4条(事務所の所在地).....	2
第5条(業務区域).....	2
第6条(評価の業務を行う建築物の区分).....	2

第2章 評価業務の実施方法

第1節 申請手続き

第7条(建築物省エネルギー性能表示の申請).....	3
第8条(評価書が交付された後に行う計画の変更に係る評価の申請).....	4
第9条(申請の受理及び契約).....	4
第10条(申請の取下げ).....	5

第2節 評価の実施方法

第11条(評価の実施方法).....	5
第12条(評価書等の交付等).....	6
第13条(プレート等の交付).....	6

第3章 評価料金

第14条(評価料金).....	6
-----------------	---

第4章 評価員

第15条(評価員).....	7
第16条(評価員の教育).....	7
第17条(管理者).....	7
第18条(秘密保持義務).....	7

第5章 評価業務に関する公正及び適正性の確保

第19条(評価業務に関する公正の確保).....	7
--------------------------	---

第6章 雑則

第20条(帳簿の作成及び保存方法).....	8
第21条(書類の保存及び管理方法).....	9
第22条(帳簿及び書類の保存期間).....	9
第23条(事前相談).....	10
第24条(電子情報処理組織に係る情報の保護).....	10
第25条(協会への報告等).....	10

BELS 評価業務規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この評価業務規程（以下「規程」という。）は、ビューローベリタスジャパン株式会社（以下「BVJ」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第27条に基づく建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号。以下「表示告示」という。）、建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）及び一般社団法人 住宅性能評価・表示協会（以下「協会」という。）が定めた BELS 評価業務方法書（以下「方法書」という。）に順守して建築物の省エネルギー性能の評価（以下「評価」という。）の業務の実施について必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 評価の業務は、ガイドライン並びに指針及び方法書のほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価の業務を行う時間及び休日)

第3条 評価の業務を行う時間・休日は、BVJ の登録建築物省エネルギー消費性能判定業務規程、住宅性能評価業務規程によるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 事務所の所在地は、BVJ の登録建築物省エネルギー消費性能判定業務規程、住宅性能評価業務規程によるものとする。

(業務の区域)

第5条 業務区域は、日本国内の全域とする。

(評価の業務を行う建築物の区分)

第6条 BVJ が、評価の業務を行う建築物については、新築及び既存を問わずすべての用途、規模の建築物とする。

第2章 評価業務の実施方法

第1節 申請手続き

(建築物省エネルギー性能表示の申請)

第7条 建築物省エネルギー性能表示 (Building-Housing Energy-efficiency Labeling System、以下「BELS」という。)に係る評価の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)又は申請の手続きに関する一切の権限を申請者から委任された者(以下「代理者」という。)は、BVJ に対し、原則として次の各号に掲げる図書(以下「評価用提出図書」という。)を提出しなければならないものとする。

- (1) BELS に係る評価申請書 正副 (方法書別記様式第26号)
- (2) 設計内容(現況)説明書(別記参考様式第2号) 2部
- (3) 申請添付図書 2部
- (4) 一次エネルギー消費量および外皮計算書(申請する評価手法により異なる) 2部
- (5) BELS に係る評価物件 掲載承諾書(別記参考様式第3号) 2部
- (6) その他必要な書類 2部

2 評価用提出図書の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(BVJの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。)の受理によることができる。

3 法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「適合性判定」という。)において適合判定通知書等を BVJ で交付している建築物について、BELS に係る評価の申請をしようとする場合、第1項(1)から(5)までの評価用提出図書のうち、適合性判定と重複する書類については、次の各号に掲げるいずれかの書類を添付することで、省略することができる。

- (1) 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)様式第一「計画書」(写し)及び、施行規則様式第七「適合判定通知書」(写し)
- (2) 施行規則様式第二「変更計画書」(写し)及び、施行規則様式第七「適合判定通知書」(写し)
- (3) 適合性判定業務規程別記様式第1「軽微変更該当証明申請書」(写し)及び、同別記様式第2「軽微変更該当証明書」(写し)
- (4) その他 BVJ が必要と認める図書

4 設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素建築物認定技術的審査、性能向上計画認定技術的審査及び認定表示技術的審査(以下総称して「設計住宅性能評価等」という。)に係る申請を BELS に係る評価申請と同時に BVJ に申請する場合においては、評価用提出図書のうち設計住宅性能評価等の添付図書と重複するものは提出を省略することができる。

5 設計住宅性能評価等の評価書、確認書又は適合証がすでに交付されている建築物(BVJ が交付しているものに限る)について、BELS に係る評価申請をする場合においては、評

評価用提出図書のうち設計住宅性能評価等の添付図書と重複するものは提出を省略することが出来る。

- 6 全2項の場合において、評価用提出図書と重複する設計住宅性能評価等の添付図書は、評価用提出図書として扱う。

(評価書が交付された後に行う計画の変更に係る評価の申請)

第8条 申請者は、省エネ性能ラベル及びBELS評価書（以下「評価書等」という。）の交付を受けた建築物の計画を変更する場合において、BVJに変更に係るBELSに係る評価の申請をすることができる。この場合、申請者はBVJに対し、次の各号に掲げる図書を、提出しなければならないものとする。ただし、従前のBELS評価書等が他の機関で交付されたものについて、BVJに変更申請を行う場合は、新規の申請として取り扱うものとする。

(1) BELSに係る変更評価申請書 正副（方法書別記様式第29号）

(2) 申請添付図書のうち、当該変更に係るもの 2部

下記内容の変更の場合、(1)は第三面までとすることができる。

第二面：申請者等の概要

第三面：【建築物の所在地】、【建築物の名称】【不動産ID】、【建築物の新築竣工時期（計画中の場合は予定時期）】【申請対象部分の改修の竣工時期】

(3) その他当機関が必要と認める図書

- 2 第7条第2項の規定は、変更に係る申請について準用する。

(申請の受理及び契約)

第9条 BVJは、第7条又は第8条の申請があったときは、次の事項を確認し、当該評価用提出図書を受理する。

(1) 申請に係る建築物の所在地が、第5条の業務を行う区域内であること。

(2) 申請に係る建築物の区分が、第6条の業務を行う区分に該当するものであること。

(3) 評価用提出図書に形式上の不備がないこと。

(4) 評価用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。

(5) 評価用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

- 2 BVJは、前項の確認により、評価用提出図書が同項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、BVJは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に評価用提出図書を返却する。

- 4 BVJは、第1項により申請を受理した場合においては、申請者に「引受承諾書（BVJ-第1号様式）」を交付する。この場合、申請者とBVJは別に定める建築物省エネルギー性能表示制度に係る評価業務約款（別紙）に基づき契約を締結したものとする。

- 5 前項の評価業務約款又は引受承諾書には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記するものとする。

(1) 申請者は、提出された書類のみでは評価を行うことが困難であるとBVJが認めて請求した場合は、評価を行うのに必要な追加書類を双方合意の上定めた期日までにBVJに提出しなければならない旨の規定

- (2) 申請者は、BVJ が申請に関する是正事項を指摘した場合は、双方合意の上定めた期日までに当該部分の評価用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定
- (3) 評価書等の交付前までに、申請者の都合により申請内容を変更する場合は、申請者は、双方合意の上定めた期日までに BVJ に変更部分の評価用提出図書を提出しなければならない旨の規定及びその変更が大幅なものと BVJ が認める場合にあっては、申請者は、当初の申請内容に係る申請を取下げ、別に改めて評価を申請しなければならない旨の規定
- (4) BVJ は、評価書等を交付し、又は評価書等を交付できない旨を通知する期日（以下「業務期日」という。）を定める旨の規定
- (5) BVJ は、申請者が(1)から(3)までの規定に反した場合には、前号の業務期日を変更することができる旨の規定
- (6) BVJ は、不可抗力によって、業務期日までに評価書等を交付することができない場合には、申請者に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定
- (7) 申請者が、その理由を明示の上、BVJ に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であると BVJ が認めるときは、BVJ は業務期日の延期をすることができる旨の規定
- (8) BVJ は、申請者の責めに帰すべき事由により業務期日までに評価書等を交付することができないときは、契約を解除することができる旨の規定

(申請の取り下げ)

- 第 10 条 申請者は、前条の評価書等の交付前に申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届（方法書別記様式第 30 号）を BVJ に提出する。
- 2 前項の場合においては、BVJ は、評価の業務を中止し、評価用提出図書を申請者に返却する。
 - 3 申請の取下げの受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

第 2 節 評価の実施方法

(評価の実施方法)

- 第 11 条 BVJ は、申請を受理したときは、速やかに、第 15 条に定める評価員に評価を実施させるものとする。
- 2 評価員は次に定める方法により評価を行う。
 - (1) 評価用提出図書をもって評価を行う。
 - (2) 評価用提出図書が申請書に記載されている性能を有しているかどうかを方法書に従って確認する。
 - (3) 評価を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該建

建築物が申請書に記載されている性能を有しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類等を求めて評価を行う。

- 3 評価員は、評価上必要があるときは、評価用提出図書に関し申請者に説明を求めるものとする。

(評価書等の交付等)

第 12 条 BVJ は、評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに評価書等を申請者に交付するものとする。

- (1) 評価用提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき
- (2) 評価用提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき
- (3) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき
- 2 前項の評価書の交付番号は、別途協会が評価機関に公開する方法による。
- 3 BVJ は第 1 項各号に該当するため評価書等を交付しないこととした場合においては、その旨の通知書（方法書別記様式第 28 号）を申請者に交付するものとする。
- 4 BVJ はすでに評価書等の交付を行っている建築物に対し、当該建築物の関係者より交付の申請があった場合は、評価書等の交付を行うものとする。この場合、BVJ は当該申請者が当該建築物の関係者であることについて書面を持って確認するものとする。
- 5 BVJ は前各項に規定する図書等の交付については、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付（以下「電子交付」という。）とすることが出来る。なお、第 7 条第 2 項による電子情報処理組織を使用した申請（以下「電子申請」という。）がなされた場合における適合証等その他の図書等の交付については、電子交付とする。

(プレート等の交付)

第 13 条 BVJ は、第 12 条の評価書等に加えて、方法書に定めたプレート、シールの交付を行うことができる。

第 3 章 評価料金

(評価料金)

第 14 条 申請者は、別表 1 に定める評価料金を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

- 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。
- 3 BVJ と申請者は、別途協議により、一括納入その他別の収納方法をとることができるものとする。
- 4 BVJ は、効率的に評価が行える等の理由で第 1 項に定める評価料金を減額することができるものとする。
- 5 BVJ は、評価書等が交付される前に大きく計画が変更された場合等、別表に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ、評価が行えないと判断した場合、BVJ は評価金

額を増額することができる。

- 6 改修前後の BEI 等の値を評価する場合及び一次エネルギー消費量における建物用途が複数用途となる場合は、第 1 項の規定に関わらず別途見積りした金額とする。
- 7 第 12 条第 4 項の場合において評価書等の交付料金は、一通につき 16,500 円(税込金額)とする。
- 8 第 1 項の評価料金に第 13 条第 1 項のシール又はプレートを交付する料金は含まないものとする。

第 4 章 評価員

(評価員)

第 15 条 BVJ は、次に該当する者を「評価員」として選任する。

- (1) 非住宅の評価を行う場合は、法第 42 条に定める適合性判定員。
- (2) 住宅の評価を行う場合は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号。)第 13 条に定める評価員で、かつ共同住宅共用部における一次エネルギー消費量の算出についての知識を有する者、または法第 42 条に定める適合性判定員。

(評価員の教育)

第 16 条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年 1 回、BVJ の行う評価業務に関する研修を受講させるものとする。

(管理者)

第 17 条 BVJ は職員の中から、BELS 業務の管理者となる者を任命する。

- 2 管理者は、評価の業務を統括し、評価の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書等の交付について責任を有するものとする。

(秘密保持義務)

第 18 条 BVJ の役員及びその職員(評価員を含む。)並びにこれらの者であった者は、評価業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 5 章 評価業務に関する公正及び適正性の確保

(評価業務に関する公正の確保)

- 第 19 条 BVJ は、BVJ の役員又はその職員(評価員を含む。(以下本条において同じ))が、申請を自ら行った場合又は代理人として申請を行った場合は、当該建築物に係る評価を行わないものとする。
- 2 BVJ は、BVJ の役員又はその職員が、申請に係る建築物について次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、当該建築物に係る評価を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
 - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
 - (3) 建設工事に関する業務
 - (4) 工事監理に関する業務
- 3 BVJ は、その役員又は職員（過去 2 年間に役員又は職員であった者を含む。）のいずれかが BVJ の役員又は職員である者の行為が、次のいずれかに該当する場合（当該役員又は職員が当該申請に係る評価業務を行う場合に限る。）は、当該申請に係る評価を行わないものとする。
- (1) 申請を自ら行った場合又は代理人として申請を行った場合
 - (2) 申請に係る建築物について、前項の(1)から(4)までのいずれかに掲げる業務を行った場合
- 4 BVJ は、評価ミスや不正評価を抑制するために協会の行う調査を受けるものとする。

第6章 雑則

（帳簿の作成及び保存方法）

第20条 BVJ は、次の（1）から（4）までに掲げる事項を記載した評価業務管理帳簿（以下「帳簿」という。）を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、評価業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存する。

- (1) 申請受付年月日
- (2) 評価書に表示する事項のうち、次に定める事項（複合建築物の場合は、住宅と非住宅両方の項目を表示することとなるが、複合建築物の場合では表示されない項目については対象外）
 - ア 一次エネルギー消費量に係る多段階評価
 - イ 住宅部分の断熱性能（外皮性能）の多段階評価
 - ウ 再生可能エネルギー利用設備の有無
 - エ 目安光熱費
 - オ Z E B・Z E H水準の判定
 - カ 「ネット・ゼロ・エネルギー」（表示された Z E B または Z E H マークを記載する。マーク表示がない場合は「－」とする。）
 - キ 建物名称（不動産 ID を除く）
 - ク 建築物の所在地及び平成 28 年国土交通省告示 265 号に定める地域の区分
 - ケ 構造、建築物の階数、延べ面積、住棟の場合は住戸数、非住宅・複合建築物の場合は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）に規定される用途
 - コ 評価対象
 - サ 評価手法
 - シ 削減率及び BEI 値（モデル建物法の場合は、削減率及び BEIm 値）

- ス 住宅の場合は、断熱性能（外皮性能）の外皮平均熱貫流率 U_A 値の設計値（住棟の場合は、最も性能値が低い住戸の値を表示する。「セ」においても同じ。）
- セ 住宅の場合は、断熱性能（外皮性能）の冷房期平均日射熱取得率 η_{AC} 値の設計値
- ソ 再生可能エネルギー利用設備の種類
- タ 評価書交付番号
- チ 評価機関名
- ツ 評価員氏名
- テ 設計一次エネルギー消費量、基準一次エネルギー消費量及びその判定と、誘導設計一次エネルギー消費量、誘導基準一次エネルギー消費量及びその判定（モデル建物法を含む場合は判定のみ）
- ト 非住宅の場合は、大規模非住宅の場合の設計一次エネルギー消費量、基準一次エネルギー消費量及びその判定（モデル建物法を含む場合は判定のみ）
- ナ 住宅の場合は、断熱性能（外皮性能）の地域区分に応じた省エネ基準及び誘導基準への判定
- ニ 非住宅の場合は、断熱性能（外皮性能）BPI 値（モデル建物法の場合は BPI_m 値）及び誘導基準への判定
- ヌ 省エネ基準及び誘導基準への総合判定
- ネ 非住宅の場合は、大規模非住宅建築物の場合の基準への総合判定
- ノ 再生可能エネルギーを除いた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率
- ハ 再生可能エネルギーを加えた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率
- ヒ 申請者の氏名又は名称及び住所
- フ 建築物の新築竣工時期及び改修工事の竣工時期

(3) 評価書等の評価年月日又は評価できない旨の通知書の交付年月日

(4) 評価業務に関する料金の額

- 2 前項帳簿の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。

（書類の保存及び管理方法）

第 21 条 評価用提出図書の保存は、評価中にあつては評価のため特に必要ある場合を除き事務所内において、評価終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

（帳簿及び書類の保存期間）

第 22 条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該

各号に定めるとおりとする。

(1) 帳簿 評価業務を廃止するまで

(2) 評価用提出図書 評価書等の交付を行った日の属する年度から 10 事業年度

2 BVJ が評価業務の全部を廃止した場合においては、協会が帳簿及び書類の保管を引き継ぐものとする。

(事前相談)

第 23 条 申請者は、申請に先立ち、BVJ に相談をすることができる。この場合において、BVJ は、誠実かつ公正に対応するものとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 24 条 BVJ は、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合にあつては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(協会への報告等)

第 25 条 BVJ は、公正な業務を実施するために協会から業務に関する報告等を求められた場合には、評価内容、判断根拠その他情報について報告等を行うこととする。

(附則) 1 この評価業務規程は、2025 年 4 月 1 日より施行する。

2 2025 年 3 月 31 日までに申請受付されているものは、なお従前の例による。

3 施行日前に評価書等が交付された後に計画の変更に係る評価の申請がなされるものについては、なお従前の例による。

附属文書

関係条項	様式の名称	識別番号
第9条4項	引受承諾書	BVJ-第1号様式

最新版

版番号	Rev. 2.5
発効日	令和 7 年 7 月 1 日

改訂履歴

改訂版 Rev. 2.5	令和 7 年 7 月 1 日 改訂
変更概要	第7条第 4 項～第 6 項追加、第 12 条第 5 項追加
改訂版 Rev. 2.4	令和 7 年 4 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 2.3	令和 6 年 4 月 25 日 改訂
改訂版 Rev. 2.2	令和 5 年 10 月 30 日 改訂
改訂版 Rev. 2.1	令和 4 年 8 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 2.0	令和 3 年 4 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.9	令和 2 年 4 月 17 日 改訂
改訂版 Rev. 1.8	平成 31 年 4 月 10 日 改訂
改訂版 Rev. 1.7	平成 29 年 4 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.6	平成 29 年 4 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.5	平成 28 年 4 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.4	平成 27 年 9 月 14 日 改訂
改訂版 Rev. 1.3	平成 27 年 5 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.2	平成 27 年 4 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.1	平成 27 年 1 月 5 日 改訂
初版 Rev. 1.0	平成 26 年 6 月 27 日 制定

別表 1 BELS 料金表

(1) 【一戸建て住宅に関する業務手数料】 税込 (単位：円)

適用区分	併願申請なし			併願申請あり*1		
延べ床面積料金基準 基本料金	300㎡未満	300㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上	300㎡未満	300㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上
木造	52,800	個別見積	個別見積	16,500	個別見積	個別見積
S造・RC造	74,800			22,000		

(2) 【共同住宅等に関する業務手数料】 税込 (単位：円)

適用区分	併願申請なし							
延べ床面積料金基準 評価住戸数	300㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 6,000㎡未満	6,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上
1～6	一律 154,000							個別見積
7	180,400	196,900	206,800	223,300	234,300	250,800	261,800	
8	194,700	211,200	221,100	237,600	248,600	265,100	276,100	
9	209,000	225,500	235,400	251,900	262,900	279,400	290,400	
10	223,300	239,800	249,700	266,200	277,200	293,700	304,700	
11～	一住戸数あたり右記加算							14300

※1 併願：設計住宅性能評価、長期優良住宅、低炭素認定住宅、性能向上計画認定

※共同住宅等の併願申請ありの料金は個別見積もりとさせていただきます。

(3) 【非住宅に関する業務手数料】 税込 (単位：円)

適用区分	用途	
	工場・倉庫系以外	工場・倉庫系※1
規模	判定料	判定料
モデル建物法		
～ 300㎡未満	88,000	66,000
300㎡以上 ～ 500㎡未満	148,280	98,890
500㎡以上 ～ 1,000㎡未満	186,010	123,640
1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	237,930	178,420
2,000㎡以上 ～ 3,000㎡未満	321,750	273,680
3,000㎡以上 ～ 4,000㎡未満	328,020	278,960
4,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	343,640	292,270
5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	388,080	327,470
10,000㎡以上 ～ 20,000㎡未満	470,690	393,910
20,000㎡以上 ～ 50,000㎡未満	572,330	482,790
50,000㎡以上 ～ 100,000㎡未満	635,250	533,610
100,000㎡以上 ～ 200,000㎡未満	762,300	660,660
200,000㎡以上 ～ 300,000㎡未満	1,079,980	719,950
300,000㎡以上 ～	1,345,630	880,000
標準入力法（主要室入力法共）		
～ 300㎡未満	165,000	123,750
300㎡以上 ～ 500㎡未満	381,150	324,280
500㎡以上 ～ 1,000㎡未満	445,280	378,730
1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	508,200	431,970
2,000㎡以上 ～ 3,000㎡未満	597,740	496,100
3,000㎡以上 ～ 4,000㎡未満	640,090	529,980
4,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	682,440	563,860
5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	724,790	597,850
10,000㎡以上 ～ 20,000㎡未満	851,840	699,380
20,000㎡以上 ～ 50,000㎡未満	1,016,400	838,530
50,000㎡以上 ～ 100,000㎡未満	1,143,450	940,170
100,000㎡以上 ～ 200,000㎡未満	1,320,000	1,067,220
200,000㎡以上 ～ 300,000㎡未満	1,608,200	1,194,270
300,000㎡以上 ～	1,829,300	1,321,320

※1 工場・倉庫系：確認申請の用途が右記のみで構成されている建物 工場(08340)、自動車修理工場(08350)、危険物の貯蔵又は処理に供するもの(08360)、堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場(08430)(堆肥舎を除く)、自動車車庫(08490)、自転車駐車場(08500)、倉庫業を営む倉庫(08510)、倉庫業を営まない倉庫(08520)、卸売市場(08610)、農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの(08630)、農業の生産資材の貯蔵に供するもの(08640)、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設(08620)

※BELS 評価書再発行については、1 件 16,500 円（税込）を申し受けます。

※一次エネルギー消費量における建物用途が複合用途となる場合は、別途お見積いたします。

※既存建築物における改修前後の評価を希望する場合は、別途お見積いたします。

※標準入力法（主要室入力法を含む）にて B P I 計算をする場合は上記の表の該当する料金の 10%加算となります。

(4) 「住宅と非住宅」に関する業務手数料（消費税込）

（住宅の業務手数料）＋（非住宅の業務手数料）の合計

(5) 「集合住宅と非住宅」に関する業務手数料（消費税込）

（集合住宅の業務手数料）＋（非住宅の業務手数料）の合計

(6) 「第 7 条 3 項（省エネ適合性判定が BVJ で行われたものに限る）」に関する業務手数料（消費税込）

33,000 円

(7) 名義変更（第 12 条第 1 項の BELS 評価書の交付を受けた建築物の計画を変更において

①第二面：申請者等の概要、②第三面：【建築物の所在地】、【建築物の名称】の変更のみを行うもの）に関する業務手数料（消費税込）

非住宅：16,500 円

住宅・複合建築物：都度見積もり

(8) 「プレート、シール発行手続き」に関する業務手数料（消費税込）

発行依頼の都度 2,200 円

(9) 「省エネ性能ラベル発行手続き」に関する業務手数料

別途見積